

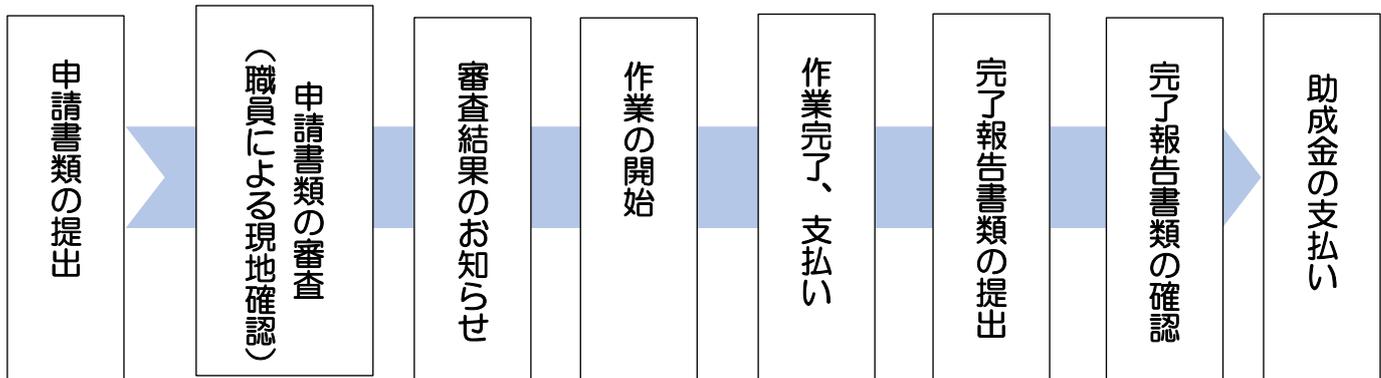
制度3. 空き家解体跡地管理助成金

～空き家解体跡地管理助成金とは～

高崎市では、空き家解体後の跡地が管理されぬまま放置され、周囲に迷惑を及ぼす恐れのある跡地に至らぬよう、敷地の管理を委託した場合など、費用の一部を**予算の範囲内**で助成します。

助成を受けられる敷地	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家解体助成金の交付を受けて空き家を解体した跡地であること ● 解体後、使用や売買がされていない敷地であること
助成を受けられる人	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家解体跡地(土地)の所有者及びその法定相続人(個人)
助成を受けられる主な要件 ※右記要件をすべて満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体跡地を適正に管理する行為(敷地の除草、防草シートの設置など)を行うこと ● 高崎市内の業者が事業を行うこと ● 市税の滞納がないこと ● 本助成金の交付決定後に着手する作業であること (作業着手済、もしくは完了している場合は申請できません) ● 2月末までに市に完了報告書を提出できること
助成金額	<p>助成対象経費に2分の1を乗じて得た額、年間の上限額は20万円 (年間上限額内であれば、同一の空き家で複数回申請が可能) ※交付決定後の増額はできません</p>

<助成制度の手続きの流れ>



※要件の詳細や受付状況に関しては、**建築住宅課**までお問い合わせください。

<p>注意事項</p>	<p>(対象となる解体跡地について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高崎市空き家解体助成金を利用した土地が対象となります ● 解体後に使用されているもの、または売買等により所有者が変更されているものについては対象となりません ● 解体跡地に建築物がある場合、対象となりません ● 現在居住その他の使用がなされている家屋等と同一の敷地（一体の利用をしているものを含む）であるもの、または敷地の一部を使用しているものについては対象となりません <p>(申請者について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>法人は対象となりません</u> ● 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります ● 以前に本事業の助成金を受けられた方は受けられない場合があります ● 過去に別の空き家で助成金を利用している場合、対象となりません <p>(管理事業について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他の助成金等の対象となる事業は助成の対象となりません ● 空き家解体時に残した敷地内の草木の剪定や伐根、解体跡地の砂利敷き、整備費用は助成の対象となりません ● 備品等の購入、自己や親族が行う作業は助成の対象となりません ● <u>市内業者は見積書及び領収書の住所を高崎市で表記できるものであり、申請者の親族が代表を務めるものを除きます</u> ● 本助成金の支払いは完了報告後のため、<u>一時的に申請者が代金を全額負担することになります(本助成金の事前支払いは不可)</u> ● 業者と1年間の委託契約等を締結しており、申請時点ですでに事業着手している場合は個別にご相談ください <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地を調査する際に職員が敷地内に立ち入る場合があります ● 申請した事業が実施されていることがわかるように作業中の写真を撮影してください(除草のみ場合は作業中の写真は必要ありません) ● 複数回にわたって事業を行う場合は作業ごとに作業の実施前後及び作業中の写真を撮影してください
-------------	---

○申し込み時に必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	<input type="checkbox"/>	申請書 ※様式あり	
	<input type="checkbox"/>	事業を行う前の写真	該当の空き家と作業を行う場所の状況がよく分かるように撮影
	<input type="checkbox"/>	支払い予定金額の確認できるもの（見積書等）	事業の内訳明細が確認でき、業者等の住所表記が高崎市内であり、見積書等の宛て名が申請者となっていること
該当する場合のみ必要な書類	<input type="checkbox"/>	委任状	申請手続きを代理人が行う場合
	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等	所有者が死亡しており、その法定相続人等が申請をする場合

○事業が終わったら必要な書類

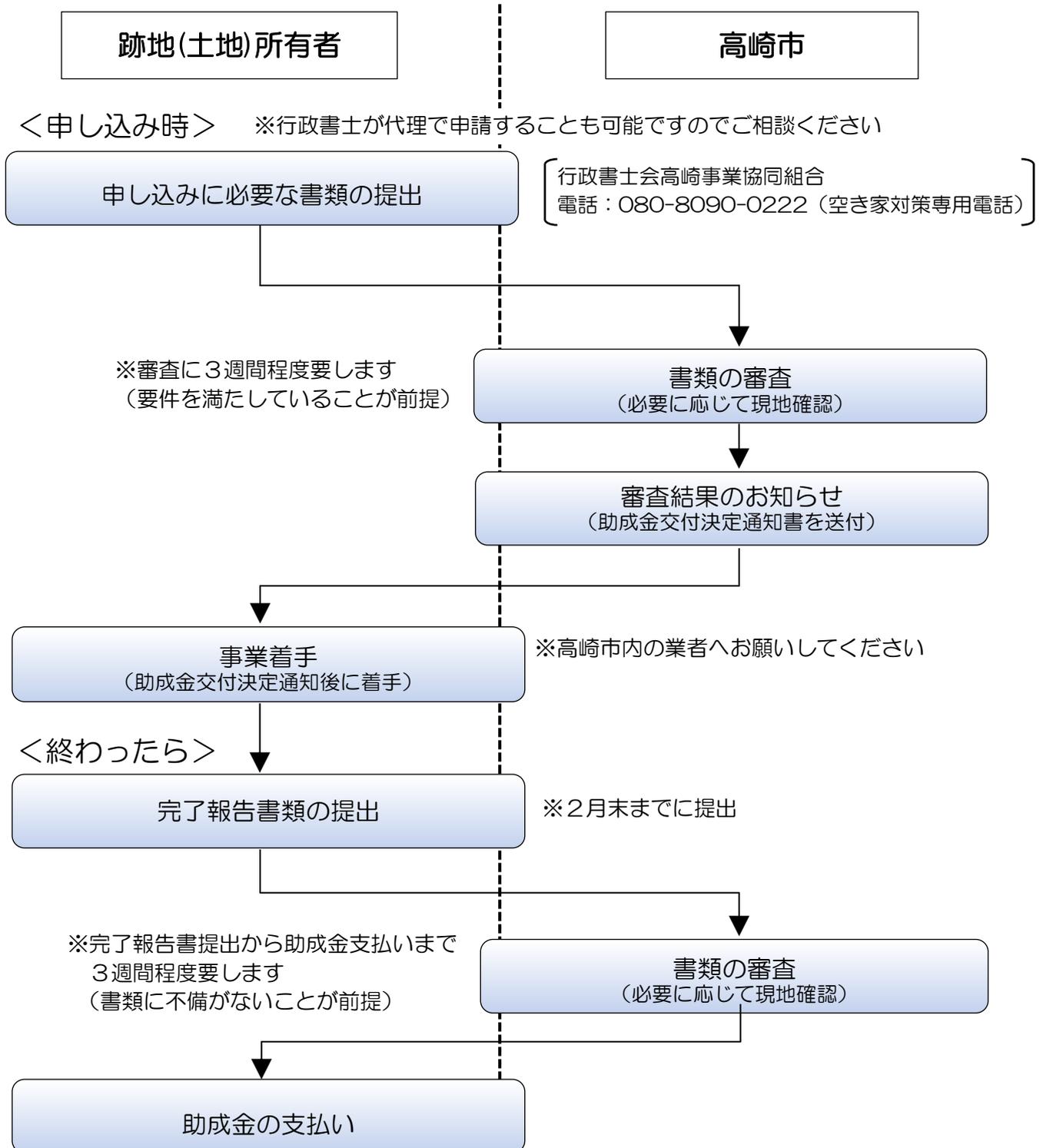
		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	<input type="checkbox"/>	完了報告書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	<input type="checkbox"/>	作業中及び完了写真	事業前の写真と同じ位置から撮影 ※複数回にわたって事業を行う場合は作業ごとに作業の実施前後及び作業中の写真を撮影してください ※除草や伐採のみの場合、作業中写真は必要ありません
	<input type="checkbox"/>	領収書の写し	業者等の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること ※原則として、事業完了後に支払いをしてください
	<input type="checkbox"/>	請求書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	<input type="checkbox"/>	通帳の写し	申請者名義の通帳

○お願い

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

高 崎 市

～ 制度 3. 空き家解体跡地管理助成金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9F)

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メールアドレス：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分

高 崎 市